

規制委

高浜原発の「適合」決定

「無謀な判断」怒りの声

藤野衆院議員

撤回求め談話

原子力規制委員会は12日、関西電力高浜原発3、4号機(福井県)について、再稼働の前提となる新規制基準に「適合」とする審査書を決定しました。規制委の決定は、九州電力川内原発1、2号機に続いて2件目です。各地から「再稼働ありきの決定」「無謀な判断」と怒りの声が上がって



います。日本共産党の藤野保史原発・エネルギー対策委員会事務局長(衆院議員)が撤回を求める談話を発表しました。

↓党談話②・関連⑤面

規制委の決定は重大な事柄が起これば犠牲を強いらるる住民の避難計画を審査の対象にしないなど無責任で問題だらけです。高浜原発の場合、川内原発と異なる

り、避難計画が必要な半径30㍍圏が福井、京都、滋賀の3府県にまたがり、ただちに避難が必要な5㍍圏内に京都府舞鶴市の一部も含まれます。

べました。しかし、避難計画を審査の対象にするよう求めた意見に対し、規制委の回答書は「法に基づき、対応が講じられている」と、まともな答えがありません。また、高浜原発が立地する福井県には関電大飯原発、同美浜原発、日本原子力発電敦賀原発、日本原子力研究開発機構の高速増殖炉「もんじゅ」など原子力施設が集中して立地しています。このため、「地震、津波などによる同時多発原発事故を考慮すべき」などの意見が寄せられましたが、回答書は、基準では各原発で独立して事故対応にあたることにしているとするなど、疑問や意見に耳を傾けていません。

規制委は昨年12月17日に審査書案を取りまとめ、一般から意見募集。30日間で3615件の意見が寄せられました。言葉の修正以外、大きな変更はありませんでした。

田中俊一委員長はこの日の会合で、寄せられた意見について「(地震など)外部要因、重大事故、それに防災関係にご懸念が非常に強いことが分かった」と述

べました。しかし、避難計画を審査の対象にするよう求めた意見に対し、規制委の回答書は「法に基づき、対応が講じられている」と、まともな答えがありません。また、高浜原発が立地する福井県には関電大飯原発、同美浜原発、日本原子力発電敦賀原発、日本原子力研究開発機構の高速増殖炉「もんじゅ」など原子力施設が集中して立地しています。このため、「地震、津波などによる同時多発原発事故を考慮すべき」などの意見が寄せられましたが、回答書は、基準では各原発で独立して事故対応にあたることにしているとするなど、疑問や意見に耳を傾けていません。

審査の終了には、詳しい工事計画に関する認可など二つの手続きが今後、必要です。また、運転までには使用前検査を実施します。